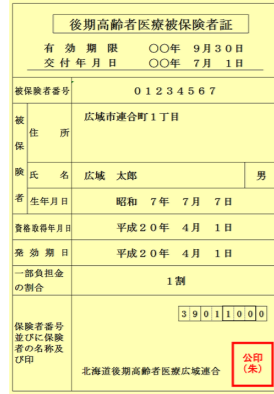


# 令和4年度は後期高齢者医療保険証の更新は2回です

10月1日から医療費の窓口負担2割の導入により、7月と9月の2回に分けて保険証を簡易書留で郵送します。

## 1回目 8月1日から使用できる保険証は7月中に郵送で届きます。

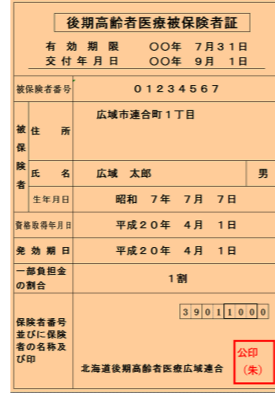
- 新しい保険証は《黄色》です。
- この保険証は9月30日まで使用できます。
- 10月1日以降は、この保険証を使用することはできません。



○医療窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-232-5601  
雄武町福祉給付課保険給付係  
☎84-2023

## 2回目 10月1日から使用できる保険証は9月中に郵送で届きます。

- 新しい保険証は《オレンジ色》です。
- この保険証は令和5年7月31日まで使用できます。
- 一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担が10月1日から2割になります。



○今回の制度改正の見直しに関するご質問の問い合わせ  
厚生労働省コールセンター  
☎0120-002-719

# 後期高齢者医療制度に加入中の皆さんへ

10月1日から、一定以上の所得がある人(窓口負担割合3割の人は除く)は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

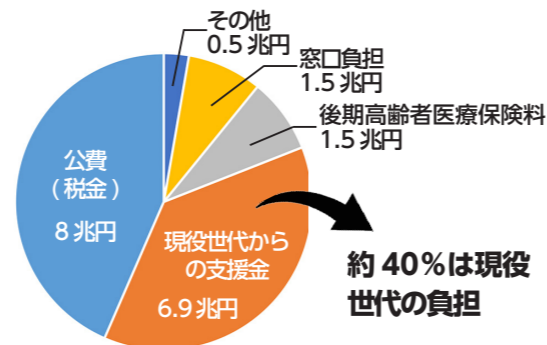
○変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち、20%の人です。

9月30日まで		10月1日から	
区分	医療者負担割合	区分	医療者負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上の所得がある人	2割
		一般所得者等	1割

### 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



# 令和4年度から国民健康保険税が変わります 税率の改正・子どもの均等割額軽減

## 改正1 税率の改正

令和4年度・令和5年度の国民健康保険税率を改正します。改正内容は次のとおりです。

改正内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療保険分	所得割	4.1%	4.6%	5.0%
	資産割	30%	30%	30%
	均等割	24,000円	25,000円	26,000円
	平等割	25,000円	26,000円	27,000円
後期高齢者支援分	所得割	1.5%	1.5%	1.6%
	資産割	10%	10%	10%
	均等割	9,000円	9,000円	9,000円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円
介護保険分 40~64歳の人のみ	所得割	1.0%	1.0%	1.0%
	資産割	—	—	—
	均等割	10,000円	10,000円	10,000円
	平等割	8,000円	8,000円	8,000円

年々減少する基金(貯金)  
平成30年度末:残高 1億5千万円  
令和3年度末:残高 約8千万円



国民健康保険の運営の健全化を図り、加入者の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、令和4・5年度の国保税の税率を改正することになりました。皆さんのご理解をお願いします。

## 改正2 子どもの均等割額軽減

○未就学児の均等割額を半額軽減(令和4年度ベース)

区分	医療保険分	後期高齢者支援分	合計
軽減前	25,000円	9,000円	34,000円
軽減後	12,500円	4,500円	17,000円

※7・5・2割の法定軽減に該当する場合、軽減後の半額が軽減の適用となります。

関福祉給付課保険給付係